

東京大学教職員退職手当規則

平成16年4月1日

役員会議決

東大規則第15号

[沿革](#)

(目的)

第1条 この規則は、東京大学教職員就業規則（平成16年規則第11号。以下「就業規則」という。）第51条の規定に基づき、教職員（国、本学以外の国立大学法人及び団体の職員であって、その身分を保有したまま派遣され又は出向してきた者並びに東京大学年俸制給与の適用に関する規則（平成24年規則第54号）第2条第1号及び第3号の規定の適用を受けている者を除く。以下同じ。）が退職し又は解雇された（以下「退職等した」という。）場合に支給する退職手当について基準を定めることを目的とする。

(退職手当の支給)

第2条 退職手当は、教職員が退職等した場合に、その者（死亡により退職した場合には、その遺族）に支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には退職手当は支給しない。

- (1) 教職員として引き続き在職した期間が6月未満の場合（次条第1項第1号に該当する場合及び同項第4号における雇用期間が満了し退職した場合の在職した期間に限る。）
- (2) 就業規則第22条第2項の規定により解雇（以下「禁錮以上の刑に処せられた場合の解雇」という。）された場合（刑事事件（退職等した後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し退職等した後に禁錮以上の刑に処せられた場合を含む。）
- (3) 就業規則第39条第6号の規定により懲戒解雇（以下「懲戒解雇」という。）された場合
- (4) 退職等した後、在職期間中の行為に関して懲戒解雇相当との決定がされた場合

2 前項第2号の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（第4条又は第7条第9項若しくは第8条第4項の規定に該当するものを除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの規則の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第7条第6項に規定する他大学若しくは第8条第1項に規定する国家公務員等として退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間及び禁錮以上の刑に処せられた場合の解雇又は懲戒解雇されたことがある場合における当該退職の日以前の期間を除く。）をいう。

- (1) 教職員としての引き続きいた在職期間
- (2) 規則第7条第6項の規定により教職員としての引き続きいた在職期間に含むものとされた他大学としての引き続きいた在職期間

- (3) 規則第8条第1項に規定する再び教職員となった者の同項に規定する国家公務員等としての引き続いた在職期間
 - (4) 規則第8条第2項に規定する場合における国家公務員等としての引き続いた在職期間
 - (5) 規則第9条第1項の規定により教職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた役員としての引き続いた在職期間
 - (6) 前各号に掲げる期間に準ずるものとしての在職期間
- 3 退職手当は、本人又はその遺族の指定する預貯金口座に振込むことによって支払う。ただし、この場合、法令等により控除すべき額があるときはそれを控除した額とする。
- 4 退職手当は、教職員が退職等した日から起算して1月以内に支給する。ただし、死亡により退職した場合で退職手当の支給を受けるべき者を確認することができない場合、第13条に該当する場合又はその他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(退職手当の支給額)

第3条 次の各号に掲げる事由（以下「退職事由」という。）により退職等した者に対する退職手当の支給額は、その者の退職事由及び勤続期間に応じた別表第1に掲げる割合を退職等した日におけるその者の俸給月額（俸給及び俸給の調整額の月額合計額をいう。以下同じ。）に乗じて得た額（以下「退職手当の基本額」という。）に第3条の3により計算した退職手当の調整額を加えて得た額（以下「支給額」という。）とする。なお、支給額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 就業規則第17条の規定により自己都合退職した場合、同規則第22条第1項第1号から第4号までのいずれかの規定により解雇された場合
 - (2) 業務外の死亡により退職した場合、又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病をいう。以下同じ。）により退職した場合
 - (3) 業務外による傷病により退職した場合（前号に該当する通勤による傷病により退職した場合を除く。）
 - (4) 就業規則第18条の規定により定年退職した場合（定年に達した日以後定年退職日の前日までに自己都合退職した場合を含む。）又は就業規則第20条第1号の規定により雇用期間が満了し退職した場合
 - (5) 就業規則第22条第1項第5号の規定により解雇された場合
 - (6) 業務上の傷病又は死亡により退職した場合
- 2 前項第5号又は第6号に掲げる事由により退職等した者のうち、前項の規定に基づく支給額が、次表に掲げるその者の勤続期間に応じた割合を退職等した日におけるその者の俸給月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する教育研究連携手当の月額合計額に乗じて得た額（以下「最低保障額」という。）に満たない場合は、前項の規定にかかわらず最低保障額を支給する。

勤続期間	割合
1年未満	2.7
1年以上2年未満	3.6
2年以上3年未満	4.5
3年以上	5.4

- 3 前項の規定は、過去にこの規定の適用を受け、かつ、その退職等した日の翌日から1年以内に再び教職員となった者が、その再び教職員となった日から起算して1年以内に退職等した場合には適用しない。
- 4 部局長（東京大学基本組織規則（平成16年規則第1号）第3章及び第4章に掲げる組織の長をいう。）等の職にあった教職員については、第1項における退職事由ごとの支給額にその部局長等としての業績等を勘案した金額を加えて退職手当を支給することができる。

（給与規則改正以外の理由により俸給月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）

第3条の2 退職した者の基礎在職期間中に、東京大学教職員給与規則（平成16年規則第12号。以下「給与規則」という。）の改正以外の理由によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合（平成18年4月1日後の期間に限る。）において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の俸給月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前俸給月額」という。）が、退職等した日におけるその者の俸給月額（以下「退職日俸給月額」という。）よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特定減額前俸給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前俸給月額を基礎として、前条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- (2) 退職日俸給月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
- イ その者に対する退職手当の基本額が前条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日俸給月額に対する割合
- ロ 前号に掲げる額の特定減額前俸給月額に対する割合

（退職手当の調整額）

第3条の3 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第2条第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（別に定める期間があるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた別表第2に掲げる教職員の区分に応じて定める額（以下「調整月

額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

(役員就任時の退職手当)

第4条 教職員が、役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合には退職手当は支給しない。

(早期退職した教職員に対する退職手当)

第5条 就業規則第19条の規定により退職した教職員に対する退職手当の基本額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 東京大学教職員早期退職規程(平成16年規則第25号。以下「早期退職規程」という。)第1条第2項第1号の規定により早期退職した場合

第3条第1項第4号の規定に基づく支給割合による額

(2) 早期退職規程第1条第2項第2号の規定により早期退職した場合

第3条第1項第5号の規定に基づく支給割合による額

2 第3条第1項第5号若しくは第6号又は前項に掲げる事由により退職等した教職員(指定職俸給表9号俸以上である者を除く。)のうち、定年に達する日の6月前までに退職等した者であつて、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が定年から20年(ただし、就業規則第18条第2項の規定に基づき定められた定年が適用される教職員にあつては15年)を減じた年齢以上であるものに対する第3条第1項及び第3条の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条第1項	俸給月額	俸給月額及び当該俸給月額に退職等の日において定められているその者に係る定年と退職等の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき俸給月額に応じて100分の3(指定職俸給表7号俸又は8号俸である者にあつては、100分の1、指定職俸給表7号俸未満である者及び退職等の日において定められているその者に係る定年と退職等の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である教職員(指定職俸給表7号俸又は8号俸である者を除く。)にあつては、100分の2)を乗じて得た額の合計額

第3条の2第1号	及び特定減額前俸給月額	並びに特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職等の日において定められているその者に係る定年と退職等の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前俸給月額に応じて100分の3（指定職俸給表7号俸又は8号俸である者にあつては、100分の1、指定職俸給表7号俸未満である者及び退職等の日において定められているその者に係る定年と退職等の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である教職員（指定職俸給表7号俸又は8号俸である者を除く。）にあつては、100分の2）を乗じて得た額の合計額
第3条の2第2号	退職日俸給月額に、	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職等の日において定められているその者に係る定年と退職等の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前俸給月額に応じて100分の3（指定職俸給表7号俸又は8号俸である者にあつては、100分の1、指定職俸給表7号俸未満である者及び退職等の日において定められているその者に係る定年と退職等の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である教職員（指定職俸給表7号俸又は8号俸である者を除く。）にあつては、100分の2）を乗じて得た額の合計額に、
第3条の2第2号ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前俸給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前俸給月額を基礎として、第3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

（諭旨解雇の退職手当）

第6条 就業規則第39条第5号の規定による退職願の提出の勧告に応じた場合の退職手当の支給額は、第3条第1項第1号に基づく支給額の3分の2以内の額とする。

- 2 就業規則第39条第5号の規定による退職願の提出を勧告し、これに応じない場合の退職手当の支給額は、第3条第1項第1号に基づく支給額の2分の1以内の額とする。
- 3 前2項の規定は、退職等した後にその者の在職期間中の行為に関し諭旨解雇相当との決定がされた場合に準用する。

(勤続期間の計算)

第7条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、教職員としての引き続いた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、教職員となった日の属する月から退職等した日の属する月までの月数による。
- 3 在職期間のうち次の各号に掲げる期間があるときは、その月数（当該期間が月の初めから終わりまで引き続く月に限る。以下同じ。）の2分の1に相当する期間（第6号の期間にあっては、その月数）を前2項の規定により計算した在職期間から除算する。
 - (1) 就業規則第14条第1項第1号から第3号まで、東京大学教職員休職規程（平成16年規則第24号。以下「休職規程」という。）第3条第1項（いずれも業務上の傷病又は通勤による傷病による場合を除く。）及び同規程第5条第1項の規定による休職の期間
 - (2) 東京大学教職員の研究業務等に従事する場合の研修出向に関する規程（平成16年規則第23号。以下「研究出向規程」という。）第2条の規定による研修出向の期間（別に定める要件を満たす研修出向の期間を除く。）
 - (3) 就業規則第39条第4号の規定による停職の期間
 - (4) 東京大学教職員休業規則（平成26年東大規則第81号。以下「休業規則」という。）による育児休業の期間（ただし、当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間については、3分の1に相当する期間。）
 - (5) 休業規則による自己啓発等休業の期間
 - (6) 休業規則による配偶者同行休業の期間
 - (7) 東京大学教員の就業に関する規程（平成16年規則第16号。以下「教員就業規程」という。）第14条第1項の規定による休業の期間
- 4 第1項から第3項までの規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第3条第1項第2号から第7号までの規定に該当する場合にあっては、1年未満）の場合には、これを1年とする。
- 5 前項の規定は、第3条第2項の勤続期間の計算には適用しない。
- 6 本学以外の国立大学等（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第2項に規定する国立大学及び同条第4項に規定する大学共同利用機関並びに独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項及び第3項のうち、国立高等専門学校機構、大学改革支援・学位授与機構、大学入試センター及び国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（教育職職員に限る。）をいう。以下「他大学」という。）の職員（本規則に相当する退職手当（これに相当する給付を含む。本条について同じ）の受給資格を有す

る者に限る。)が教職員となるため退職をし、かつ、退職手当の支給を受けずに引き続いて教職員となった場合は、他大学の職員の在職期間を第1項に規定する在職期間に通算する。

7 前項に規定する他大学の職員の在職期間には、当該在職期間前の引き続き教職員又は他大学の職員の在職期間を含むものとする。ただし、退職手当の支給を受けているときは、当該退職手当の計算の基礎となった在職期間は含まないものとする。

8 前2項の規定は、教職員が引き続き他大学の職員となった場合に、教職員としての在職期間が当該他大学の退職手当に関する規定により、当該他大学の在職期間に通算される場合に適用する。

9 教職員が引き続いて他大学の職員となった場合、その者の教職員としての在職期間が、当該他大学の退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規定により、当該他大学における職員としての在職期間に通算されるときは、この規則による退職手当は支給しない。

10 第1項から第3項までの規定は、他大学の職員の在職期間の計算について準用する。

11 就業規則第3条に規定する東京大学における教員の任期に関する規則に基づき期間を定めて雇用する教員（当該雇用の終了に伴い退職手当の支給を受ける者は除く）が雇用期間満了の日又はその翌日に引き続き教職員となった場合は、教職員として在職した期間に当該期間を定めて雇用された期間を含むものとする。

（国等から復帰した教職員に対する退職手当に係る特例）

第8条 教職員のうち、本学の要請に応じ、引き続いて国、行政執行法人（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人をいう。）、地方公共団体、特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）又は国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等（前条の他大学を除く。以下「国等」という。）に雇用される者（以下「国家公務員等」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員等として在職（その者が更に引き続き当該国家公務員等以外の他の国等の国家公務員等として在職した場合を含む。）した後、引き続いて再び教職員となった者（国家公務員等から引き続いて他大学の職員となり、引き続いて再び教職員となった者を含む。）の在職期間については、先の教職員としての在職期間の始期から後の教職員としての在職期間の終期までの期間を、前条第1項にいう教職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、地方公共団体又は特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）については、当該地方公共団体等の退職手当に関する条例において、教職員が要請に応じ引き続いて当該地方公共団体等に雇用される者となった場合に、教職員としての勤続期間を当該地方公共団体等に雇用される者としての勤続期間に通算することと定めている地方公共団体等に限る。

2 国家公務員等が国等の要請に応じて、引き続いて教職員となるために退職をし、かつ、引き続いて教職員となった者の前条第1項にいう在職期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。

- 3 前2項の場合における国家公務員等としての在職期間の計算については、前条（第6項から第11項までを除く。）の規定を準用するものとする。
- 4 教職員が第1項の規定に該当する退職をした場合、又は第2項の規定に該当する教職員が退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合には、退職手当は支給しない。
- 5 第2項の規定に該当する教職員のうち、前項に該当する者以外の者がやむを得ない事由により退職等した場合の退職手当の額については、当該退職等した日に国家公務員等に復帰し、国家公務員等として退職したと仮定した場合の、国家公務員等としての在職期間を教職員の在職期間とみなして計算した退職手当の額に相当する額とする。

（役員から引き続いて教職員となった者の在職期間）

第9条 教職員のうち、役員（非常勤である者を除く。本条において同じ。）となるため退職し、かつ、引き続いて役員として在職した後引き続いて再び教職員となった者の在職期間については、先の教職員としての在職期間の始期から後の教職員としての在職期間の終期までの期間（前2条により教職員の在職期間に通算し又は教職員の在職期間とみなす期間を含む。）は、第7条第1項の規定による教職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、退職手当の支給を受けている場合を除く。

- 2 役員が教職員となるため退職し、かつ、引き続いて教職員となった場合におけるその者の第7条第1項に規定する教職員としての在職期間には、その者の役員としての引き続いた在職期間を含むものとする。ただし、役員の退職手当の支給を受けている場合を除く。

（遺族の範囲及び順位）

第10条 この規則において、「遺族」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、教職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で教職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
 - (3) 前号に掲げる者のほか、教職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者
- 2 退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。
 - 3 退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の方が2人以上ある場合には、そのうちの選任された代表者に支給する。なお、その代表者に退職手当を支払ったときは、同順位者すべてに支払ったものとみなす。

(遺族からの排除)

第11条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 教職員を故意に死亡させた者
- (2) 教職員の死亡前に、当該教職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

第12条 削除

(退職手当の支払の差止め)

第13条 退職等した者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職等した者に対し、当該退職手当の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

- (1) 教職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職等したとき。
 - (2) 退職等した者に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、当該退職等した者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。
- 2 退職等した者に対しまだ当該退職等したときの退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職等した者に対し、当該退職手当の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
- (1) 当該退職等した者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったとき。
 - (2) 当該退職等した者について、在職期間中に懲戒解雇又は諭旨解雇を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。
 - (3) 当該退職等した者について、在職期間中に東京大学科学研究行動規範委員会規則（平成18年規則第79号）第2条の規定に定める不正行為が存在する疑いがあると判断し、同規則第9条の規定により調査委員会に調査を行わせることが決定されたとき。
- 3 死亡による退職をした者の遺族（退職等した者（死亡による退職の場合には、その遺族）が退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。）に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、前項第2号又は第3号に該当するときは、当該遺族に対し、当該退職手当の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
- 4 第1項又は第2項の規定による支払差止めを行った場合において、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止めを取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止めを受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止めの目的に明らかに反すると認められるときは、この限りでない。
- (1) 当該支払差止めを受けた者について、当該支払差止めの理由となった起訴又は行為

に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

- (2) 当該支払差止めを受けた者について、当該支払差止めの理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、第2条第1項第4号又は第6条第3項に規定する決定がされることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合
 - (3) 当該支払差止めを受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、第2条第1項第4号又は第6条第3項に規定する決定がされることなく、当該支払差止めを受けた日から1年を経過した場合
- 5 第3項の規定による支払差止めを行った場合において、当該支払差止めを受けた者について、第2条第1項第4号又は第6条第3項に規定する決定がされることなく当該支払差止めを受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止めを取り消さなければならない。
- 6 前2項の規定は、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、退職手当の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

（退職手当の返納）

第14条 退職等した者に対し当該退職等したときの退職手当の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職等した者に対し、当該退職手当の額の全部又は一部を返納させることができる。

- (1) 当該退職等した者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - (2) 当該退職等した者が在職期間中の行為につき懲戒解雇相当又は諭旨解雇相当との決定を受けたとき。
- 2 死亡による退職等した者の遺族（退職等した者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職等したときの退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。）に対し当該退職手当の額が支払われた後において、前項第2号に該当するときは、当該遺族に対し、退職の日から1年以内に限り、当該退職手当の額の全部又は一部を返納させることができる。

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の返納の請求）

第15条 退職等した者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職等したときの退職手当の額が支払われた後において、当該退職手当の額の支払を受けた者（以下「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に前条第1項又は第2項の規定による返納の請求を受けることなく死亡した場合において、本学が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職等した者が在職期間中に懲戒解雇相当又は諭旨解雇相当の行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該通知が当該相続人に到達した日から6

月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職等した者が在職期間中に懲戒解雇相当又は諭旨解雇相当の行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の返納を請求することができる。

- 2 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から次項までにおいて同じ。）が、当該退職等した日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、在職期間中に懲戒解雇相当又は諭旨解雇相当の行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の返納を請求することができる。
- 3 退職手当の受給者が、当該退職等した日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において前条第1項の規定による返納の請求を受けることなく死亡したときは、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職等した者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の返納を請求することができる。
- 4 前各項の規定による処分にに基づき返納を請求する場合において、当該退職手当の受給者の相続人が2人以上あるときは、各相続人が返納する金額の合計額は、当該退職手当の額を超えることとなってはならない。

（実施に関し必要な事項）

第16条 この規則の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 平成16年4月1日から平成16年9月30日までの間に退職等した教職員については、第3条第1項に規定する別表にかかわらず別表（経過措置）を適用する
- 3 国立大学法人法附則第6条第1項の規定により退職手当が支給されなかった者が、引き続き教職員として在職し退職等した場合には、平成16年3月31日以前の国家公務員退職手当法第2条第1項に規定する職員（同条第2項に規定する職員を含む。）として在職した期間を教職員の在職期間とみなす。
- 4 国立大学法人法附則第4条の適用を受けた者が、引き続き教職員として在職した後、国家公務員等となるため退職等した場合に当該教職員としての在職期間が国家公務員等の在職期間に通算されることが定められているときは、第2条第1項の規定にかかわらず退職手当は支給しない。

- 5 施行日の前日以前における国家公務員退職手当法第7条第4項に掲げる期間がある場合には、第7条第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該在職期間から除算するものとする。
- 6 国立大学法人成立前の東京大学の教職員が任命権者の要請に応じ、引き続いて地方公共団体又は国家公務員退職手当法第7条の2第1項に定める公庫等（以下「公庫等」という。）の職員となるため退職し、かつ、引き続き公庫等の職員として在職した後引き続いて教職員となった場合におけるその者の第7条第1項に規定する教職員としての引き続きいた在職期間の計算については、第8条第1項を準用する。
- 7 給与規則第52条に規定する附属学校教員時間外手当が支給されている者の第3条第1項に規定する俸給月額、当分の間、当該手当に相当する額を加えた額とする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
（経過措置）

- 2 施行日以後に退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における俸給月額を基礎として、改正前の東京大学教職員退職手当規則（以下「旧規則」という。）により計算した支給額が、改正後の東京大学教職員退職手当規則（以下「新規則」という。）により計算した退職手当の額（以下「新規則退職手当額」という。）よりも多いときは、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規則による退職手当の額とする。

（施行日以後平成21年3月31日までの間に退職した場合の経過措置）

- 3 施行日以後平成21年3月31日までの間に退職した場合において、その者についての新規則退職手当額が施行日の前日に受けていた俸給月額を退職の日の俸給月額とみなして旧規則により計算した退職手当の額（以下「旧規則退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規則にかかわらず、新規則退職手当額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

- (1) 退職等した者で勤続期間が25年以上のもの（次に掲げる額のいずれか少ない額（その少ない額が10万円を超える場合には、10万円））

イ 新規則により計算した退職手当の調整額の100分の5に相当する額

ロ 新規則退職手当額から旧規則退職手当額を控除した額

- (2) 施行日以後平成19年3月31日までの間に退職した者で勤続期間が24年以下のもの（次に掲げる額のいずれか少ない額（その少ない額が100万円を超える場合には、100万円））

イ 新規則により計算した退職手当の調整額の100分の70に相当する額

ロ 新規則退職手当額から旧規則退職手当額を控除した額

(3) 平成19年4月1日以後平成21年3月31日までの間に退職した者で勤続期間が24年以下のもの（次に掲げる額のいずれか少ない額（その少ない額が50万円を超える場合には、50万円））

イ 新規則により計算した退職手当の調整額の100分の30に相当する額

ロ 新規則退職手当額から旧規則退職手当額を控除した額

（平成18年4月1日以後退職した教職員の俸給）

4 東京大学教職員給与規則の一部を改正する規則（平成18年規則第115号。以下「平成18年改正規則」という。）附則第2項ただし書の規定の適用を受ける教職員の第3条第1項に規定する俸給は、平成18年改正規則附則第2項ただし書の規定の適用を受けないこととした場合の俸給とする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の規定は、平成23年1月1日から適用する。

（平成23年1月1日以後退職した教職員の俸給）

2 東京大学教職員給与規則の一部を改正する規則（平成22年規則第36号。以下「平成22年改正規則」という。）附則第2項及び第4項の規定の適用を受ける教職員の第3条第1項に規定する俸給は、平成22年改正規則附則第2項及び第4項の規定の適用を受けないこととした場合の俸給とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成25年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 次の各号に掲げる期間に退職等した者に対するこの規則による改正後の東京大学教職員退職手当規則別表第1の適用は、第3条第1項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる表による。

(1) 平成25年1月1日から平成25年9月30日までの間

勤続期間	第 3 条 第 1 項 の 退 職 事 由						
	第一号	第二号	第三号	第四号	第五号	第六号	第七号

	自己都合等	業務外死亡等	業務外傷病	定年・雇用期間満了	勤務箇所の移転	経営上の都合	業務上傷病・死亡
6月未満	0						
6月以上1年	0.588	0.98	0.98	0.98	1.225	1.47	1.47
2年	1.176	1.96	1.96	1.96	2.45	2.94	2.94
3年	1.764	2.94	2.94	2.94	3.675	4.41	4.41
4年	2.352	3.92	3.92	3.92	4.9	5.88	5.88
5年	2.94	4.9	4.9	4.9	6.125	7.35	7.35
6年	3.528	5.88	5.88	5.88	7.35	8.82	8.82
7年	4.116	6.86	6.86	6.86	8.575	10.29	10.29
8年	4.704	7.84	7.84	7.84	9.8	11.76	11.76
9年	5.292	8.82	8.82	8.82	11.025	13.23	13.23
10年	5.88	9.8	9.8	9.8	12.25	14.7	14.7
11年	8.7024	13.5975	10.878	13.5975	13.5975	16.317	16.317
12年	9.5648	14.945	11.956	14.945	14.945	17.934	17.934
13年	10.4272	16.2925	13.034	16.2925	16.2925	19.551	19.551
14年	11.2896	17.64	14.112	17.64	17.64	21.168	21.168
15年	12.152	18.9875	15.19	18.9875	18.9875	22.785	22.785
16年	15.0822	20.9475	16.758	20.9475	20.9475	24.402	24.402
17年	16.4934	22.9075	18.326	22.9075	22.9075	26.019	26.019
18年	17.9046	24.8675	19.894	24.8675	24.8675	27.636	27.636
19年	19.3158	26.8275	21.462	26.8275	26.8275	29.253	29.253
20年	23.03	28.7875	23.03	28.7875	28.7875	30.87	30.87
21年	24.99	30.7475	24.99	30.7475	30.7475	32.487	32.487
22年	26.95	32.7075	26.95	32.7075	32.7075	34.104	34.104
23年	28.91	34.6675	28.91	34.6675	34.6675	35.721	35.721
24年	30.87	36.6275	30.87	36.6275	36.6275	37.338	37.338
25年	32.83	38.5875	32.83	38.5875	38.5875	38.955	38.955
26年	34.398	40.5475	34.398	40.5475	40.5475	40.572	40.572
27年	35.966	42.5075	35.966	42.5075	42.5075	42.189	42.189
28年	37.534	44.4675	37.534	44.4675	44.4675	43.806	43.806
29年	39.102	46.4275	39.102	46.4275	46.4275	45.423	45.423
30年	40.67	48.3875	40.67	48.3875	48.3875	47.04	47.04
31年	41.846	49.8475	41.846	49.8475	49.8475	48.657	48.657
32年	43.022	51.3075	43.022	51.3075	51.3075	50.274	50.274

33年	44.198	53.067	44.198	53.067	53.067	53.067	53.067
34年	45.374	54.831	45.374	54.831	54.831	54.831	54.831
35年	46.55	55.86	46.55	55.86	55.86	55.86	55.86
36年	47.726	55.86	47.726	55.86	55.86	55.86	55.86
37年	48.902	55.86	48.902	55.86	55.86	55.86	55.86
38年	50.078	55.86	50.078	55.86	55.86	55.86	55.86
39年	51.254	55.86	51.254	55.86	55.86	55.86	55.86
40年	52.43	55.86	52.43	55.86	55.86	55.86	55.86
41年	53.606	55.86	53.606	55.86	55.86	55.86	55.86
42年	54.782	55.86	54.782	55.86	55.86	55.86	55.86
43年以上	55.86	55.86	55.86	55.86	55.86	55.86	55.86

(備考)

- 1 勤続期間中において役員としての在職期間がある場合には、第3条第1項の退職事由ごとの支給割合に $0.125 \times 0.98 \times$ 役員の在職月数 \times 業績評価係数により得られた数を合計したものを支給割合とする。
- 2 役員の在職月数及び業績評価係数は、別に定めるところによる。

(2) 平成25年10月1日から平成26年6月30日までの間

勤続期間	第 3 条 第 1 項 の 退 職 事 由					
	第一号	第二号	第三号	第四号	第五号	第六号
	自己都合等	業務外死亡等	業務外傷病	定年・雇用期間満了	経営上の都合	業務上傷病・死亡
6月未満	0	0.92	0.92	0.92	1.38	1.38
6月以上1年	0.552					
2年	1.104	1.84	1.84	1.84	2.76	2.76
3年	1.656	2.76	2.76	2.76	4.14	4.14
4年	2.208	3.68	3.68	3.68	5.52	5.52
5年	2.76	4.6	4.6	4.6	6.9	6.9
6年	3.312	5.52	5.52	5.52	8.28	8.28
7年	3.864	6.44	6.44	6.44	9.66	9.66
8年	4.416	7.36	7.36	7.36	11.04	11.04
9年	4.968	8.28	8.28	8.28	12.42	12.42
10年	5.52	9.2	9.2	9.2	13.8	13.8
11年	8.1696	12.765	10.212	12.765	15.318	15.318
12年	8.9792	14.03	11.224	14.03	16.836	16.836
13年	9.7888	15.295	12.236	15.295	18.354	18.354

14年	10.5984	16.56	13.248	16.56	19.872	19.872
15年	11.408	17.825	14.26	17.825	21.39	21.39
16年	14.1588	19.665	15.732	19.665	22.908	22.908
17年	15.4836	21.505	17.204	21.505	24.426	24.426
18年	16.8084	23.345	18.676	23.345	25.944	25.944
19年	18.1332	25.185	20.148	25.185	27.462	27.462
20年	21.62	27.025	21.62	27.025	28.98	28.98
21年	23.46	28.865	23.46	28.865	30.498	30.498
22年	25.3	30.705	25.3	30.705	32.016	32.016
23年	27.14	32.545	27.14	32.545	33.534	33.534
24年	28.98	34.385	28.98	34.385	35.052	35.052
25年	30.82	36.57	30.82	36.57	36.57	36.57
26年	32.292	38.226	32.292	38.226	38.226	38.226
27年	33.764	39.882	33.764	39.882	39.882	39.882
28年	35.236	41.538	35.236	41.538	41.538	41.538
29年	36.708	43.194	36.708	43.194	43.194	43.194
30年	38.18	44.85	38.18	44.85	44.85	44.85
31年	39.284	46.506	39.284	46.506	46.506	46.506
32年	40.388	48.162	40.388	48.162	48.162	48.162
33年	41.492	49.818	41.492	49.818	49.818	49.818
34年	42.596	51.474	42.596	51.474	51.474	51.474
35年	43.7	52.44	43.7	52.44	52.44	52.44
36年	44.804	52.44	44.804	52.44	52.44	52.44
37年	45.908	52.44	45.908	52.44	52.44	52.44
38年	47.012	52.44	47.012	52.44	52.44	52.44
39年	48.116	52.44	48.116	52.44	52.44	52.44
40年	49.22	52.44	49.22	52.44	52.44	52.44
41年	50.324	52.44	50.324	52.44	52.44	52.44
42年	51.428	52.44	51.428	52.44	52.44	52.44
43年以上	52.44	52.44	52.44	52.44	52.44	52.44

(備 考)

- 1 勤続期間中において役員としての在職期間がある場合には、第3条第1項の退職事由ごとの支給割合に0.125×0.92×役員^の在職月数×業績評価係数により得られた数を合計したものを支給割合とする。
 - 2 役員^の在職月数及び業績評価係数は、別に定めるところによる。
- 3 施行日以後に退職した場合において、その者が平成18年3月31日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同

日における俸給月額を基礎として、東京大学教職員退職手当規則の一部を改正する規則（平成18年規則第116号）による改正前の東京大学教職員退職手当規則（以下「平成18年旧規則」という。）により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、この規則による改正後の東京大学教職員退職手当規則（以下「新規則」という。）第3条第1項第1号又は第3号により退職したものにあっては、その者が平成18年旧規則第3条第1項第6号により退職したものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として計算した額）に100分の87（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で新規則第3条第1項第1号により退職したもの及び37年以上42年以下の者で同条同項第3号により退職したものを除く。）にあっては、104分の87）を乗じて得た額が、新規則により計算した退職手当の額よりも多いときは、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規則による退職手当の額とする。

- 4 前項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、平成25年1月1日から同年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」と、「104分の87」とあるのは、平成25年1月1日から同年9月30日までの間においては「104分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「104分の92」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 東京大学教職員給与規則の一部を改正する規則（平成24年規則第55号）附則第2項の適用を受ける者については、第2条第1項の規定にかかわらず、退職手当は支給しない。

附 則

この規則は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
（平成27年4月1日以後退職した教職員の俸給）
- 2 東京大学教職員給与規則の一部を改正する規則（平成27年規則第113号。以下「平成27年改正規則」という。）附則第2項の規定の適用を受ける教職員の第3条第1項に規定する俸給は、平成27年改正規則附則第2項の規定の適用を受けなかった場合の俸給とする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日以前のメディア教育開発センターの職員としての在職期間（当該在職後引き続き放送大学学園法（平成14年法律第156号）第2条第1項に規定する放送大学学園の職員となった場合におけるその在職期間を含む。）については、改正後の東京大学教職員退職手当規則第7条第6項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成29年3月31日以前に退職等した者については、改正後の東京大学教職員退職手当規則第13条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年3月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 施行日以後に退職した場合において、その者が平成18年3月31日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における俸給月額を基礎として、東京大学教職員退職手当規則の一部を改正する規則（平成18年東大規則第116号）による改正前の東京大学教職員退職手当規則（以下「平成18年旧規則」という。）により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であつて、この規則による改正後の東京大学教職員退職手当規則（以下「新規則」という。）第3条第1項第1号又は第3号により退職したものにあっては、その者が平成18年旧規則第3条第1項第6号により退職したものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として計算した額）に100分の83.7（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で新規則第3条第1項第1号により退職したものと及び37年以上42年以下の者で同条同項第3号により退職したものを除く。）にあっては、104分の83.7）を乗じて得た額が、新規則により計算した退職手当の額よりも多いときは、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規則による退職手当の額とする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、60歳に達した日以後に第3条第1項第1号に掲げる事由により退職等した者（就業規則第18条第2項の規定により定められた定年が適用される教職員及び同規則平成16年附則第3項、第5項または第6項の規定により期間を定めて雇用される代替教職員を除く。）に対する退職手当の支給額は、第3条第1項第4号に掲げる事由により退職したものとみなし算出する。ただし、就業規則第22条第1項第1号から第4号又は同規則第39条第5号の規定による退職等の場合は除く。
- 3 第3条の2において、給与規則附則第3項の規定による教職員の俸給月額の改定は、給与規則の改正を理由とする俸給月額の減額改定に該当しないものとする。
- 4 当分の間、就業規則第19条の規定又は第3条第1項第5号若しくは第6号に掲げる事由により退職等した者（就業規則第18条第2項の規定により定められた定年が適用される者を除く）に対する第5条第2項の規定の適用については、同項中「定年から2

0年を減じた年齢」とあるのは「45歳」とし、退職等の事由又は時期に応じ次の各号に定めるとおりとする。

本項において、60歳と退職等した日におけるその者の年齢との差に相当する年数を「改正前定年前年数」、退職等した日において定められているその者に係る定年と退職等した日におけるその者の年齢との差に相当する年数を「改正後定年前年数」とする。

(1) 就業規則第19条の規定により退職した者

第5条第2項の規定において「定年に達する日」とあるのは「60歳に達する日」、「6月」とあるのは「零月」とし、第3条第1項及び第3条の2の規定については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条第1項	俸給月額	俸給月額及び当該俸給月額に改正前定年前年数1年につき俸給月額に応じて100分の3(指定職俸給表7号俸又は8号俸である者にあつては100分の1、指定職俸給表7号俸未満である者にあつては100分の2)を乗じて得た額の合計額
第3条の2第1号	及び特定減額前俸給月額	並びに特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に改正前定年前年数1年につき特定減額前俸給月額に応じて100分の3(指定職俸給表7号俸又は8号俸である者にあつては100分の1、指定職俸給表7号俸未満である者100分の2)を乗じて得た額の合計額
第3条の2第2号	退職日俸給月額に、	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に改正前定年前年数1年につき特定減額前俸給月額に応じて100分の3(指定職俸給表7号俸又は8号俸である者にあつては100分の1、指定職俸給表7号俸未満である者にあつては100分の2)を乗じて得た額の合計額に、
第3条の2第2号ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前俸給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前俸給月額を基礎として、第3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 第3条第1項第5号又は第6号に掲げる事由により60歳に達する日前に退職等した者

第3条第1項及び第3条の2の規定については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える	読み替えられ	読み替える字句
-------	--------	---------

規定	る字句	
第3条第1項	俸給月額	俸給月額及び当該俸給月額に改正後定年前年数1年につき俸給月額に応じて改正前定年前年数に100分の3を乗じて得た割合を改正後定年前年数で除して得た割合(指定職俸給表7号俸又は8号俸である者にあつては改正前定年前年数に100分の1を乗じて得た割合を改正後定年前年数で除して得た割合、指定職俸給表7号俸未満である者にあつては改正前定年前年数に100分の2を乗じて得た割合を改正後定年前年数で除して得た割合)を乗じて得た額の合計額
第3条の2第1号	及び特定減額前俸給月額	並びに特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に改正後定年前年数1年につき特定減額前俸給月額に応じて改正前定年前年数に100分の3を乗じて得た割合を改正後定年前年数で除して得た割合(指定職俸給表7号俸又は8号俸である者にあつては改正前定年前年数に100分の1を乗じて得た割合を改正後定年前年数で除して得た割合、指定職俸給表7号俸未満である者にあつては改正前定年前年数に100分の2を乗じて得た割合を改正後定年前年数で除して得た割合)を乗じて得た額の合計額
第3条の2第2号	退職日俸給月額に、	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に改正後定年前年数1年につき特定減額前俸給月額に応じて改正前定年前年数に100分の3を乗じて得た割合を改正後定年前年数で除して得た割合(指定職俸給表7号俸又は8号俸である者にあつては改正前定年前年数に100分の1を乗じて得た割合を改正後定年前年数で除して得た割合、指定職俸給表7号俸未満である者にあつては改正前定年前年数に100分の2を乗じて得た割合を改正後定年前年数で除して得た割合)を乗じて得た額の合計額に、
第3条の2第2号ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前俸給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前俸給月額を基礎として、第3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(3) 第3条第1項第5号又は第6号に掲げる事由により60歳に達した日以後に退職等した者

第3条第1項及び第3条の2の規定については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える	読み替えられ	読み替える字句

規定	る字句	
第3条第1項	俸給月額	俸給月額及び当該俸給月額に改正後定年前年数1年につき俸給月額に応じて100分の2を改正後定年前年数で除して得た割合(指定職俸給表7号俸又は8号俸である者にあつては100分の1を改正後定年前年数で除して得た割合、指定職俸給表7号俸未満である者にあつては100分の2を改正後定年前年数で除して得た割合)を乗じて得た額の合計額
第3条の2第1号	及び特定減額前俸給月額	並びに特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に改正後定年前年数1年につき特定減額前俸給月額に応じて100分の2を改正後定年前年数で除して得た割合(指定職俸給表7号俸又は8号俸である者にあつては100分の1を改正後定年前年数で除して得た割合、指定職俸給表7号俸未満である者にあつては100分の2を改正後定年前年数で除して得た割合)を乗じて得た額の合計額
第3条の2第2号	退職日俸給月額に、	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に改正後定年前年数1年につき特定減額前俸給月額に応じて100分の2を改正後定年前年数で除して得た割合(指定職俸給表7号俸又は8号俸である者にあつては100分の1を改正後定年前年数で除して得た割合、指定職俸給表7号俸未満である者にあつては100分の2を改正後定年前年数で除して得た割合)を乗じて得た額の合計額に、
第3条の2第2号ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前俸給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前俸給月額を基礎として、第3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

別表第1

勤続期間	第3条第1項の退職事由					
	第一号	第二号	第三号	第四号	第五号	第六号
	自己都合等	業務外死亡等	業務外傷病	定年・雇用期間満了	経営上の都合	業務上傷病・死亡
6月未満	0	0.837	0.837	0.837	1.2555	1.2555

6 月以上	1 年	0.5022					
	2 年	1.0044	1.674	1.674	1.674	2.511	2.511
	3 年	1.5066	2.511	2.511	2.511	3.7665	3.7665
	4 年	2.0088	3.348	3.348	3.348	5.022	5.022
	5 年	2.511	4.185	4.185	4.185	6.2775	6.2775
	6 年	3.0132	5.022	5.022	5.022	7.533	7.533
	7 年	3.5154	5.859	5.859	5.859	8.7885	8.7885
	8 年	4.0176	6.696	6.696	6.696	10.044	10.044
	9 年	4.5198	7.533	7.533	7.533	11.2995	11.2995
	10 年	5.022	8.37	8.37	8.37	12.555	12.555
	11 年	7.43256	11.613375	9.2907	11.613375	13.93605	13.93605
	12 年	8.16912	12.76425	10.2114	12.76425	15.3171	15.3171
	13 年	8.90568	13.915125	11.1321	13.915125	16.69815	16.69815
	14 年	9.64224	15.066	12.0528	15.066	18.0792	18.0792
	15 年	10.3788	16.216875	12.9735	16.216875	19.46025	19.46025
	16 年	12.88143	17.890875	14.3127	17.890875	20.8413	20.8413
	17 年	14.08671	19.564875	15.6519	19.564875	22.22235	22.22235
	18 年	15.29199	21.238875	16.9911	21.238875	23.6034	23.6034
	19 年	16.49727	22.912875	18.3303	22.912875	24.98445	24.98445
	20 年	19.6695	24.586875	19.6695	24.586875	26.3655	26.3655
	21 年	21.3435	26.260875	21.3435	26.260875	27.74655	27.74655
	22 年	23.0175	27.934875	23.0175	27.934875	29.1276	29.1276
	23 年	24.6915	29.608875	24.6915	29.608875	30.50865	30.50865
	24 年	26.3655	31.282875	26.3655	31.282875	31.8897	31.8897
	25 年	28.0395	33.27075	28.0395	33.27075	33.27075	33.27075
	26 年	29.3787	34.77735	29.3787	34.77735	34.77735	34.77735
	27 年	30.7179	36.28395	30.7179	36.28395	36.28395	36.28395
	28 年	32.0571	37.79055	32.0571	37.79055	37.79055	37.79055
	29 年	33.3963	39.29715	33.3963	39.29715	39.29715	39.29715
	30 年	34.7355	40.80375	34.7355	40.80375	40.80375	40.80375
	31 年	35.7399	42.31035	35.7399	42.31035	42.31035	42.31035
	32 年	36.7443	43.81695	36.7443	43.81695	43.81695	43.81695
	33 年	37.7487	45.32355	37.7487	45.32355	45.32355	45.32355
	34 年	38.7531	46.83015	38.7531	46.83015	46.83015	46.83015
	35 年	39.7575	47.709	39.7575	47.709	47.709	47.709
	36 年	40.7619	47.709	40.7619	47.709	47.709	47.709
	37 年	41.7663	47.709	41.7663	47.709	47.709	47.709

38年	42.7707	47.709	42.7707	47.709	47.709	47.709
39年	43.7751	47.709	43.7751	47.709	47.709	47.709
40年	44.7795	47.709	44.7795	47.709	47.709	47.709
41年	45.7839	47.709	45.7839	47.709	47.709	47.709
42年	46.7883	47.709	46.7883	47.709	47.709	47.709
43年以上	47.709	47.709	47.709	47.709	47.709	47.709

(備考)

- 1 勤続期間中において役員としての在職期間がある場合には、第3条第1項の退職事由ごとの支給割合に0.125×0.837×役員の在職月数×業績評価係数により得られた数を合計したものを支給割合とする。
- 2 役員の在職月数及び業績評価係数は、別に定めるところによる。

別表第2

1 (1)

平成8年4月1日から平成16年3月31日までの間の基礎在職期間における教職員の区分に応じて適用する。
(平成27年4月1日～)

区 分	調整月額	教職員の区分
第1号区分	95,400円	指定職俸給表9号俸以上の俸給月額を受けていた者
		上記に相当すると認められる別に定める者
第2号区分	78,750円	指定職俸給表4号俸から8号俸までの俸給月額を受けていた者
		上記に相当すると認められる別に定める者
第3号区分	70,400円	指定職俸給表1号俸から3号俸までの俸給月額を受けていた者
		上記に相当すると認められる別に定める者
第4号区分	65,000円	行政職俸給表(一)11級を受けていた者
		教育職俸給表(一)5級を受けていた者で別に定める者
第5号区分	59,550円	行政俸給表(一)10級を受けていた者
		教育職俸給表(一)5級(第4号区分の者を除く)を受けていた者で別に定める者
		教育職俸給表(二)4級を受けていた者で別に定める者
第6号区分	54,150円	行政職俸給表(一)9級を受けていた者
		教育職俸給表(一)5級(第4号区分及び第5号区分の者を除く)を受けていた者
		教育職俸給表(二)4級(第5号区分の者を除く)を受けていた者で別に定める者
		医療職俸給表(二)8級を受けていた者
		医療職俸給表(三)7級を受けていた者
		行政職俸給表(一)8級を受けていた者

第7号区分	43,350円	教育職俸給表（一）4級を受けていた者で別に定める者
		教育職俸給表（二）4級（第5号区分及び第6号区分の者を除く）を受けていた者
		医療職俸給表（二）6級又は7級を受けていた者
		医療職俸給表（三）6級を受けていた者
第8号区分	32,500円	行政職俸給表（一）7級を受けていた者
		行政職俸給表（二）6級を受けていた者で別に定める者
		教育職俸給表（一）4級（第7号区分の者を除く）を受けていた者
		教育職俸給表（二）3級を受けていた者で別に定める者
		医療職俸給表（二）5級を受けていた者で別に定める者
		医療職俸給表（三）5級を受けていた者
第9号区分	27,100円	行政職俸給表（一）6級を受けていた者
		行政職俸給表（二）6級（第8号区分の者を除く）を受けていた者
		教育職俸給表（一）3級を受けていた者
		教育職俸給表（二）2級を受けていた者で別に定める者又は3級（第8号区分の者を除く）を受けていた者
		医療職俸給表（二）5級（第8号区分の者を除く）を受けていた者
		医療職俸給表（三）4級を受けていた者
第10号区分	21,700円	行政職俸給表（一）4級又は5級を受けていた者
		行政職俸給表（二）3級を受けていた者で別に定める者又は4級若しくは5級を受けていた者
		教育職俸給表（一）2級を受けていた者で別に定める者
		教育職俸給表（二）2級（第9号区分の者を除く）を受けていた者で別に定める者
		医療職俸給表（二）2級を受けていた者で別に定める者又は3級若しくは4級を受けていた者
		医療職俸給表（三）2級を受けていた者で別に定める者又は3級を受けていた者
第11号区分	零	第1号区分から第10号区分までのいずれの教職員の区分にも属しないこととなる者

(2)

平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間の基礎在職期間における教職員の区分に応じて適用する。
(平成27年4月1日～)

区 分	調整月額	教職員の区分
第1号区分	95,400円	指定職俸給表9号俸以上の俸給月額又はこれに相当する俸給月額を受けていた者

		上記に相当すると認められる別に定める者
第2号区分	78,750円	指定職俸給表4号俸から8号俸までの俸給月額又はこれに相当する俸給月額を受けていた者 上記に相当すると認められる別に定める者
第3号区分	70,400円	指定職俸給表1号俸から3号俸までの俸給月額を受けていた者 上記に相当すると認められる別に定める者
第4号区分	65,000円	一般職俸給表(一)11級を受けていた者 教育職俸給表(一)5級を受けていた者で別に定める者
第5号区分	59,550円	一般職俸給表(一)10級を受けていた者 教育職俸給表(一)5級(第4号区分の者を除く)を受けていた者で別に定める者 教育職俸給表(二)4級を受けていた者で別に定める者
第6号区分	54,150円	一般職俸給表(一)9級を受けていた者 教育職俸給表(一)5級(第4号区分及び第5号区分の者を除く)を受けていた者 教育職俸給表(二)4級(第5号区分の者を除く)を受けていた者で別に定める者 医療職俸給表(一)8級を受けていた者 医療職俸給表(二)7級を受けていた者
第7号区分	43,350円	一般職俸給表(一)8級を受けていた者 教育職俸給表(一)4級を受けていた者で別に定める者 教育職俸給表(二)4級(第5号区分及び第6号区分の者を除く)を受けていた者 医療職俸給表(一)6級又は7級を受けていた者 医療職俸給表(二)6級を受けていた者
第8号区分	32,500円	一般職俸給表(一)7級を受けていた者 一般職俸給表(二)6級を受けていた者で別に定める者 教育職俸給表(一)4級(第7号区分の者を除く)を受けていた者 教育職俸給表(二)3級を受けていた者で別に定める者 医療職俸給表(一)5級を受けていた者で別に定める者 医療職俸給表(二)5級を受けていた者
第9号区分	27,100円	一般職俸給表(一)6級を受けていた者 一般職俸給表(二)6級(第8号区分の者を除く)を受けていた者 教育職俸給表(一)3級を受けていた者

		教育職俸給表（二） 2級を受けていた者で別に定める者又は3級（第8号区分の者を除く）を受けていた者
		医療職俸給表（一） 5級（第8号区分の者を除く）を受けていた者
		医療職俸給表（二） 4級を受けていた者
第10号区分	21,700円	一般職俸給表（一） 4級又は5級を受けていた者
		一般職俸給表（二） 3級を受けていた者で別に定める者又は4級若しくは5級を受けていた者
		教育職俸給表（一） 2級を受けていた者で別に定める者
		教育職俸給表（二） 2級（第9号区分の者を除く）を受けていた者で別に定める者
		医療職俸給表（一） 2級を受けていた者で別に定める者又は3級若しくは4級を受けていた者
		医療職俸給表（二） 2級を受けていた者で別に定める者又は3級を受けていた者
第11号区分	零	第1号区分から第10号区分までのいずれの教職員の区分にも属しないこととなる者

(3)

平成18年4月1日以後の基礎在職期間における教職員の区分に応じて適用する。

(平成27年4月1日～)

区 分	調整月額	教職員の区分
第1号区分	95,400円	指定職俸給表9号俸以上の俸給月額又はこれに相当する俸給月額を受けていた者
		上記に相当すると認められる別に定める者
第2号区分	78,750円	指定職俸給表4号俸から8号俸までの俸給月額又はこれに相当する俸給月額を受けていた者
		上記に相当すると認められる別に定める者
第3号区分	70,400円	指定職俸給表1号俸から3号俸までの俸給月額を受けていた者
		一般職俸給表（一） 10級を受けていた者
		教育職俸給表（一） 6級を受けていた者
		上記に相当すると認められる別に定める者
第4号区分	65,000円	一般職俸給表（一） 9級を受けていた者
		教育職俸給表（一） 5級を受けていた者で別に定める者
第5号区分	59,550円	一般職俸給表（一） 8級を受けていた者
		教育職俸給表（一） 5級（第4号区分の者を除く）を受けていた者で別に定める者

		教育職俸給表（二） 4級を受けていた者で別に定める者
第6号区分	54, 150円	一般職俸給表（一） 7級を受けていた者
		教育職俸給表（一） 5級（第4号区分及び第5号区分の者を除く）を受けていた者
		教育職俸給表（二） 4級（第5号区分の者を除く）を受けていた者で別に定める者
		医療職俸給表（一） 8級を受けていた者
		医療職俸給表（二） 7級を受けていた者
第7号区分	43, 350円	一般職俸給表（一） 6級を受けていた者
		教育職俸給表（一） 4級を受けていた者で別に定める者
		教育職俸給表（二） 4級（第5号区分及び第6号区分の者を除く）を受けていた者
		医療職俸給表（一） 6級又は7級を受けていた者
		医療職俸給表（二） 6級を受けていた者
第8号区分	32, 500円	一般職俸給表（一） 5級を受けていた者
		一般職俸給表（二） 5級を受けていた者で別に定める者
		教育職俸給表（一） 4級（第7号区分の者を除く）を受けていた者
		教育職俸給表（二） 3級を受けていた者で別に定める者
		医療職俸給表（一） 5級を受けていた者で別に定める者
		医療職俸給表（二） 5級を受けていた者
第9号区分	27, 100円	一般職俸給表（一） 4級を受けていた者
		一般職俸給表（二） 5級（第8号区分の者を除く）を受けていた者
		教育職俸給表（一） 3級を受けていた者
		教育職俸給表（二） 2級を受けていた者で別に定める者又は特2級若しくは3級（第8号区分の者を除く）を受けていた者
		医療職俸給表（一） 5級（第8号区分の者を除く）を受けていた者
		医療職俸給表（二） 4級を受けていた者
第10号区分	21, 700円	一般職俸給表（一） 3級を受けていた者
		一般職俸給表（二） 3級を受けていた者で別に定める者又は4級を受けていた者
		教育職俸給表（一） 2級を受けていた者で別に定める者
		教育職俸給表（二） 2級（第9号区分の者を除く）を受けていた者で別に定める者
		医療職俸給表（一） 2級を受けていた者で別に定める者又は

		3級若しくは4級を受けていた者
		医療職俸給表(二)2級を受けていた者で別に定める者又は3級を受けていた者
第11号区分	零	第1号区分から第10号区分までのいずれの教職員の区分にも属しないこととなる者

2 規則第3条の3に規定する別に定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 休業規則による育児休業の期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）

退職した者が属していた別表第2に掲げる教職員の区分（以下「教職員の区分」という。）が同一である育児休業の期間にあっては、教職員の区分が同一である育児休業の期間ごとにそれぞれの最初の育児休業の期間から順次に数えてその月数の3分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある育児休業の期間、退職した者が属していた教職員の区分が同一である育児休業の期間がない育児休業期間にあっては当該育児休業期間

(2) 就業規則第14条第1項第1号から第3号まで、退職規程第3条第1項（いずれも業務上の傷病又は通勤による傷病による場合を除く。）及び同規程第5条第1項の規定による退職の期間、研究出向規程第2条の規定による研修出向（別に定める要件を満たす研修出向の期間を除く。）、就業規則第39条第4号の規定による停職の期間、教員就業規程第14条第1項の規定による休業の期間、休業規則による育児休業の期間（前号に規定する場合を除く。）及び同規則による自己啓発等休業の期間（以下「休職月等」という。）

退職した者が属していた教職員の区分が同一である休職月等がある休職月等にあっては教職員の区分が同一である休職月等ごとにそれぞれの最初の休職月等から順次に数えてその月数の2分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた教職員の区分が同一である休職月等がない休職月等にあっては当該休職月等

(3) 休業規則による配偶者同行休業の期間

当該配偶者同行休業期間

3 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、規則第3条の3の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 退職した者でその勤続期間が4年以下のもの又は規則第3条第1項第1号により退職した者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの（次号に掲げる者を除く。）にあっては規則第3条の3の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(2) 退職日俸給月額が、給与規則の指定職俸給表11号俸の額に相当する額を超える者にあっては、規則第3条の規定により計算した退職手当の基本額の100分の8.3

に相当する額

- 4 次の各号のいずれかに該当する者には、規則第3条の3及び前号の規定により計算した退職手当の調整額は、支給しない。
 - (1) 規則第3条第1項第1号により退職する者でその勤続期間が9年以下の者
 - (2) その者の非違により退職したもので、退職の日から起算して3月前までに当該非違を原因として就業規則第39条の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた者

- 5 退職した者が同一の月において2以上の教職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該教職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる教職員の区分のみに属していたものとする。

沿革

東京大学教職員退職手当規則

体系情報

- 第2編 総務及び人事
- 第3章 就業規則等

沿革情報

- ◆平成16年 4月 1日東大規則第 15号 役員会議決
- ◇平成17年 3月28日東大規則第355号
- ◇平成18年 3月30日東大規則第116号
- ◇平成19年 3月26日東大規則第116号
- ◇平成20年 3月25日東大規則第 88号
- ◇平成22年 3月25日東大規則第124号
- ◇平成23年 3月28日東大規則第 87号
- ◇平成24年12月20日東大規則第 58号
- ◇平成25年 3月28日東大規則第106号
- ◇平成25年 7月25日東大規則第 22号
- ◇平成26年 3月27日東大規則第 88号
- ◇平成27年 3月26日東大規則第115号
- ◇平成28年 3月23日東大規則第 89号
- ◇平成29年 3月22日東大規則第 72号
- ◇平成30年 2月22日東大規則第 54号
- ◇令和 2年 3月26日東大規則第126号
- ◇令和 5年 3月23日東大規則第 83号